

ISSUE BRIEF

宇宙政策の司令塔機能をめぐる議論

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 748 (2012. 4. 5.)

はじめに

- I 宇宙政策の司令塔機能の現状とその見直しをめぐる議論
 - 1 宇宙基本法の制定
 - 2 宇宙開発戦略本部の現状
 - 3 見直しをめぐる議論
 - 4 今回の改正法案の概要

II 宇宙政策における司令塔機能の変遷

- 1 宇宙開発審議会
- 2 旧宇宙開発委員会
- 3 中央省庁再編後

III 今後の課題

- 1 見直し条項と閣議決定への対応
- 2 他の会議体との関係
- 3 公開性
- 4 司令塔機能を支える専門人材
- 5 長期ビジョンの必要性

おわりに

宇宙政策の司令塔機能については、宇宙政策の枠組みを定めた宇宙基本法に基づき内閣に宇宙開発戦略本部が設置された後も、議論が行われてきた。同本部の専門調査会における検討を経て、新設される宇宙政策委員会と内閣府が同本部と一体となって、宇宙政策の重要事項の意思決定を行うことにより、司令塔機能の強化を図る「内閣府設置法等の一部を改正する法律案」が、平成24年2月14日に国会に提出された。

本稿は、宇宙開発利用の推進体制について、その司令塔機能に焦点を絞り、現状や宇宙基本法制定以後の見直しをめぐる議論を概観するとともに、戦後の宇宙政策の司令塔機能の変遷の整理を行い、それらを踏まえながら、改正法案が成立した後も残る課題をまとめる。

文教科学技術課

えのき たかひろ
(榎 孝浩)

調査と情報

第748号

はじめに

宇宙開発利用の枠組みを定めた宇宙基本法（平成 20 年法律第 43 号）が平成 20 年に制定されたことを受け、宇宙開発利用の戦略的推進を目指して内閣に宇宙開発戦略本部が設置された。しかし、同本部の設置後も、関係省庁の利害に左右されず、戦略的な意思決定ができるように司令塔機能を強化することが必要であるとして議論が続いていた。宇宙基本法の附則や同法案に対する附帯決議等¹でも、司令塔機能の見直しを行うとされていた。以上の経緯を踏まえ、同本部下の専門調査会での検討を経て、平成 24 年 2 月 14 日、司令塔機能を強化するため内閣府に権限を付与することを含む「内閣府設置法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。本稿は、宇宙開発利用の推進体制の司令塔機能について、現状と課題をまとめる²。

I 宇宙政策の司令塔機能の現状とその見直しをめぐる議論

1 宇宙基本法の制定

宇宙基本法制定に至った主な背景としては、次の 3 点が挙げられる。

第一に、それ以前の宇宙政策が研究開発を中心に展開され、宇宙の利用に向けた取組みが不十分であったことである。これは旧科学技術庁と省庁再編後の文部科学省が、宇宙関係予算の大部分を所管していたことのほか、宇宙政策における最終目標が技術的なキャッチアップに置かれていたことや、平成 2 年の日米衛星調達合意³により、研究開発衛星を例外として衛星の政府調達が米国企業に開かれ、国内企業が受注できなかったことが影響していたとされる⁴。また、宇宙の平和利用原則⁵について、自衛隊の宇宙に関わる活動を認めないという「非軍事」利用を謳ったものであるという解釈がなされていたために、官需や軍需によって、利用拡大と宇宙産業の育成を図るとする諸外国では一般的なモデルがとれなかったことも、研究開発中心にならざるを得なかった要因として挙げられる⁶。

第二に、宇宙産業の国際競争力強化と宇宙の商業化が目指されたためである。日本の宇宙産業は規模が小さく、実績と費用の面から国際競争力があるとは言い難い状況にあった。

第三に、北朝鮮の核開発やミサイル開発に代表される安全保障環境の変化への対応が求

¹ 「宇宙の開発及び利用の推進に関する件」第 169 回国会衆議院内閣委員会議録第 14 号 平成 20 年 5 月 9 日 p.15; 「宇宙基本法案に対する附帯決議」第 169 回国会参議院内閣委員会議録第 14 号 平成 20 年 5 月 20 日 p.15.

² 本稿においては、宇宙開発利用に関わる政策を宇宙政策と呼ぶこととする。

³ 「非研究開発衛星の調達手続等について」（平成 2 年 6 月 14 日アクション・プログラム実行推進委員会決定）に基づく次の書簡による。「ヒルズ合衆国通商代表あて村田駐米大使書簡（仮訳）」（平成 2 年 6 月 15 日）<http://stage.tksc.jaxa.jp/spacelaw/kokusai_utyu/tusyou/nitibei_eiseityoutatu%28jap%29.pdf>（同書簡の原文は次のとおり。Ryohei Murata(Ambassador of Japan), “Agreement on Satellite Procurement (June 15, 1990)” <http://stage.tksc.jaxa.jp/spacelaw/kokusai_utyu/tusyou/us_japan_90saction.pdf>）

⁴ 鈴木一人「宇宙基本法と日本の宇宙開発の行方」『電子情報通信学会誌』92 巻 3 号, 2009.3, pp.224-225.

⁵ 宇宙の平和利用原則は次の決議等に基づく。「わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」第 61 回国会衆議院本会議録第 35 号 昭和 44 年 5 月 9 日 p.1; 「宇宙開発事業団法案に対する附帯決議」第 61 回国会参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第 9 号 昭和 44 年 6 月 13 日 p.1. なお、宇宙の平和利用原則については次が詳しい。青木節子「宇宙の平和利用原則—日本独自の「非軍事」解釈」『日本の宇宙戦略』慶應義塾大学出版会, 2006, pp.169-194.

⁶ 青木節子「時の法律—宇宙基本法」『ジュリスト』1363 号, 2008.9.15, pp.36-37.

められたことである。商業的に利用可能で、広く普及した衛星サービスについては、自衛隊が利用しても、平和利用原則に反しないという政府統一見解⁷が昭和 60 年に示されたが、その後も安全保障目的の利用は制限されていた。

こうした問題を解決するため、宇宙政策の抜本的見直しとともに、宇宙政策全体について企画立案及び総合調整を行う司令塔機能の創設が必要とされ⁸、超党派の議員立法による宇宙基本法制定が実現し、同法に基づき宇宙開発戦略本部が設置された。

2 宇宙開発戦略本部の現状

宇宙開発戦略本部（以下「本部」）は、内閣総理大臣が本部長、内閣官房長官と宇宙開発担当大臣が副本部長を務め、他の全閣僚を本部員として構成される。

宇宙基本計画や今回の司令塔機能の見直しを始めとする重要事項の検討は、本部下に置かれる宇宙開発戦略専門調査会（以下「専門調査会」）などで行われてきた。しかし、専門調査会は、宇宙開発戦略本部令（平成 20 年政令第 251 号）に基づき、本部の議決を経て置かれることから、常設機関ではなく、また、自発的に調査審議し、意見を述べる権限も与えられていない。

本部や専門調査会に関する事務は、内閣官房副長官補の掌理の下、内閣官房に設置された宇宙開発戦略本部事務局が処理している。しかしながら、スタッフが少ないことも影響し、結果として政策調整が中心となっており、企画立案機能が十分ではないともされる⁹。

3 見直しをめぐる議論

（1）政権交代前

宇宙基本法の附則では、施行後 1 年を目途に、本部に関する事務の処理を内閣府へ移管すること（第 2 条）や、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（Japan Aerospace Exploration Agency: JAXA 以下「JAXA」）その他の宇宙開発利用に関する機関について、目的、組織形態、所管省庁の見直しを行うこと（第 3 条）を定めている。このほか、宇宙開発利用を総合的、一体的に推進するための行政組織の在り方の検討も求めている（第 4 条）。これらは、両院における附帯決議等でも確認されている。

このため、本部設置後間もなく、専門調査会の下宇宙開発利用体制検討ワーキンググループにおいて、宇宙開発利用体制の在り方が検討され、中間報告¹⁰がまとめられた。この中では、本部に関する事務の内閣府への移管を前提に、本部と内閣府が一体となって、調査分析体制を強化し、基本政策の企画立案及び総合調整や、評価を行う司令塔機能の強化を図ることを目指すべきとされた。宇宙開発担当大臣を中心とする関係国務大臣による協議会を本部下に、産学の有識者で構成される連絡会議を内閣府にそれぞれ設け、調査審議と調整の円滑化を図ることなども盛り込まれた。このほか、内閣府による宇宙関係予算

⁷ 第 102 回国会衆議院予算委員会議録第 5 号 昭和 60 年 2 月 6 日 p.3.

⁸ 「宇宙政策見直し着手、自民特別委、8 月に最終案」『日経産業新聞』2006.1.30, p.10.

⁹ 鈴木 前掲注(4), pp.226-227.

¹⁰ 宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会宇宙開発利用体制検討ワーキンググループ『我が国の宇宙開発利用体制の在り方について<中間報告>』（宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会第 6 回会合（平成 21 年 4 月 3 日） 配付資料 1-2）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/senmon/dai6/siryuu1_2.pdf>

の一部又は一括計上や、実施機関である JAXA の内閣府への移管についても議論されたものの、関係省庁との調整がつかず、自由民主党内でも慎重論があったとされ¹¹、結果として両論併記に留まった。そして平成 21 年 9 月の政権交代まで、議論は進展しなかった。

(2) 政権交代後

一方、民主党は、各省庁の宇宙政策に関連する部局と JAXA の企画部門を内閣府に統合することで、宇宙政策の企画立案と総合調整の一元化を行い、さらに実施機関である JAXA をも含んだ独立した機関の創設を検討することを平成 21 年総選挙に際しての政策集¹²に盛り込んだ。民主党は、宇宙基本法案の審議の時から、実施をも含んだ宇宙政策の一元化に積極的であった。それは、宇宙基本法の附則第 3 条における、施行後 1 年を目途とする JAXA の見直し条項にも表れている。当初の与党案では、必要に応じて見直すという表現であったが、民主党の強い要望を受けて、与野党協議後の委員長提出案では施行後 1 年を目途に見直すこととされ、明確な期限が設けられることとなった¹³。

政権交代後、前原誠司宇宙開発担当大臣(当時)は就任会見において、党政策集に従い、第一段階として、各省庁の宇宙政策に関連する部局と JAXA の企画部門を内閣府の下に再編することを目指すことを表明した¹⁴。その検討は、前原大臣の私的諮問機関である「今後の宇宙政策の在り方に関する有識者会議」(以下「有識者会議」)において行われた¹⁵。有識者会議は、就任会見で示された方針に沿い、各省庁の宇宙政策に関連する部局と JAXA の企画部門を統合し、宇宙政策の企画立案、調査、分析を一元的に行う宇宙庁を内閣府の下に設置することを平成 22 年 4 月に提言した¹⁶。この宇宙庁は、関係機関の長や民間有識者によって構成される委員会によって運営され、宇宙関係予算の執行の一元化までも行うトップダウン型の組織であることが求められていた。JAXA は、宇宙庁の下の実施機関として位置付けられ、宇宙庁と JAXA が一体となって宇宙政策を推進することが目指された。

提言は、平成 23 年度予算案と内閣提出法案に提言内容を盛り込むべきとして具体的なスケジュールも示していたが、鳩山由紀夫内閣総理大臣(当時)の交代や内閣改造もあり、実現をみなかった¹⁷。また、平成 22 年 4 月に発足した民主党の宇宙政策推進議員連盟では、

¹¹ 鈴木一人「『日本版 NASA』は目指すな 目指すは英国立宇宙センター」『エコノミスト』87(60), 2009.11.10, p.85.

¹² 民主党『民主党政政策集 INDEX2009』2009.7.23, p.2.

<<http://archive.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/img/INDEX2009.pdf>>

¹³ 野田佳彦首相は、宇宙基本法案の提出者の一人として、当時次のように発言している。「附則の第三条は、むしろどちらかというと私ども野党側から強く要求をして入れさせたところがございます…(中略)…当初この法案、与党案のときは必要に応じて見直しということだったんです」(第 169 回国会参議院内閣委員会会議録第 14 号 平成 20 年 5 月 20 日 p.4.)

¹⁴ 国土交通省『大臣会見 前原大臣就任会見要旨 質疑応答』2009.9.17.

<<http://www.mlit.go.jp/report/interview/daiijn090917.html>>

¹⁵ 専門調査会との差別化を図るため、大学教授を中心とした人選とし、私的諮問機関で検討を行ったとされる。「今後の宇宙政策の在り方に関する有識者会議第 1 回会合 ブリーフィング」『松浦晋也の L/D』2010.2.23.

<<http://smatsu.air-nifty.com/lbyd/2010/02/1-f71e.html>>

¹⁶ 今後の宇宙政策の在り方に関する有識者会議『今後の宇宙政策の在り方に関する有識者会議 提言書(平成 22 年 4 月 20 日)(委員提出資料)』(今後の宇宙政策の在り方に関する有識者会議第 7 回会合(平成 22 年 4 月 20 日) 配付資料 7-1) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/seisaku_kaigi/dai7/siryuu7_1.pdf> なお、同会合では、この配付資料に変更が加えられることはなく、取りまとめの後、このまま前原大臣に手交された。

¹⁷ 提言には、民間投資の呼び込みを目的とする商業化も挙げられていたが、有識者会議は全員が大学教員であったことから、産業化の視点や産業界への理解を欠くとして、具体化を懸念する声も聞かれた。「宇宙庁(仮称)設置を 宇宙政策 有識者会議が提言 政策の透明化、民需拡大要望」『科学新聞』2010.4.30, p.1.

文部科学省との十分な調整が必要であるとの認識が示されていた¹⁸。

(3) 今回の法改正に向けて

平成 22 年 12 月の専門調査会において、司令塔機能の見直しを平成 24 年度予算に反映させるよう結論を出すことが了承され、再び専門調査会場で検討が開始されることとなった¹⁹。宇宙開発利用体制検討ワーキンググループの中間報告や有識者会議の提言を踏まえて、宇宙庁構想を視野に入れた検討が進められた²⁰。しかしながら、宇宙庁による宇宙関係予算の執行をも含む一元化の実現可能性や実効性、また司令塔機能と実施機関である JAXA が実質的に一体化することによる弊害などが指摘され、意見の一致をみなかった²¹。玄葉光一郎宇宙開発担当大臣（当時）も、中央省庁全体の再編につながる問題であり、全体を視野に入れて方向性を示す必要があるとして、宇宙庁の設立は時期尚早との見方を示していた²²。関係省庁間の調整もつかず、とりまとめ原案が示されない状態が続いた。

そして平成 23 年 9 月 30 日の閣議決定では、内閣府に司令塔機能を設けることが再確認されたものの、宇宙庁の設置や宇宙関係予算の執行の一元化は見送る方針が示された²³。その後は、内閣府の所掌事務や JAXA の所管のほか、専門調査会に代わって宇宙基本計画や宇宙関係予算の概算要求の見積り方針の調査審議を担うべき機関として設置が提言されていた宇宙政策委員会の権限について議論が行われ、当初のスケジュールに従って、平成 24 年 1 月に報告書²⁴がまとめられた。この報告書に基づいて、今回の改正法案が作成され、国会に提出された。

4 今回の改正法案の概要

内閣府に宇宙政策の司令塔機能を設ける改正法案の主な内容は、次の 4 つである²⁵。

第一に、内閣府の所掌事務に、内閣補助事務²⁶として宇宙政策の企画立案と総合調整が加わる。また分担管理事務²⁷にも、関係行政機関の事務の調整や、他省の所掌に属するも

¹⁸ 「民主党宇宙政策推進議連が発足」『科学新聞』2010.4.30, p.1.

¹⁹ 宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会『宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会第 10 回会合（議事要旨）』（平成 22 年 12 月 20 日）<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/senmon/dai10/gijiyoushi.pdf>>

²⁰ 「「宇宙庁」設置提言へ 宇宙開発戦略本部 組織・予算一元化」『読売新聞』2011.6.30. p.3.

²¹ 宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会『宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会第 17 回会合（議事要旨）』（平成 23 年 6 月 30 日）<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/senmon/dai17/gijiyoushi.pdf>>;「準天頂衛星システムを最優先 宇宙庁の創設は流動的 宇宙開発戦略専門調査会」『科学新聞』2011.7.1, p.1.

²² 知野恵子「編集委員が迫る 宇宙開発 司令塔強化から 玄葉光一郎・国家戦略相」『読売新聞』2011.7.9, p.13.

²³ 『宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制の構築について』（平成 23 年 9 月 30 日閣議決定）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/pdf/kakugi_taisei.pdf>

²⁴ 宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会『宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制について』（平成 24 年 1 月 13 日）<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/senmon/120112hokoku.pdf>>

²⁵ このほか、JAXA の目的規定のうち宇宙の平和利用について、安全保障目的の利用を可能とした宇宙基本法と整合的なものに改められる。これにより、JAXA が安全保障目的の研究開発を実施し易くなるとされる。「宇宙政策 審議一元化 内閣府に委員会を設置へ」『毎日新聞』2012.2.15, p.6.

²⁶ 内閣補助事務とは、内閣府が、重要政策について内閣官房を通じて内閣を補助するため、行政各部の施策統一を図るために必要な企画立案及び総合調整を行うものである（内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項）。この内閣補助事務については、当該事務を担当する内閣府特命担当大臣に対し、資料提出・説明要求権や勧告権、報告要求権、意見具申権が付与されている（同法第 12 条各項）。

²⁷ 分担管理事務とは、広範な分野に関係する施策に関して、関係行政機関の連携や政府全体の見地から、内閣

のを除く宇宙開発利用の推進（いわゆるバスケット・クローズ規定）のほか、実用準天頂衛星システム²⁸等の整備運用が加えられる²⁹。

第二に、先の報告書で廃止が提言された専門調査会に代わって³⁰、内閣総理大臣の諮問に応じて、宇宙政策の重要事項や経費の見積りの方針に関する調査審議を行い、また内閣総理大臣や関係各大臣に対して建議と勧告ができる宇宙政策委員会が内閣府に設置される。なお、宇宙政策委員会の委員は、全員が非常勤とされ、国会同意人事の対象でもない。

第三に、文部科学省傘下の宇宙開発委員会が廃止される。したがって、JAXA の中期目標は、宇宙開発委員会が策定する「宇宙開発に関する長期的な計画」（以下「長期的な計画」）ではなく、宇宙基本計画に直接基づくようになり、JAXA の役員人事について宇宙開発委員会の承認を得る必要もなくなる。宇宙開発委員会の行っていた JAXA 等の行う重要プロジェクトの評価や安全対策も、宇宙政策委員会が行うことが想定されている³¹。

第四に、JAXA の主務大臣はこれまで文部科学大臣と総務大臣であったが、宇宙科学分野を除く、人工衛星の開発及び利用について、内閣総理大臣が主務大臣として追加される³²。また政令により、個別プロジェクト毎に主務大臣を加えることができるようになる。主務大臣は、JAXA 役員の指名ほか、担当業務における JAXA の中期目標を定め、またこの達成のために JAXA が作成した中期計画の認可などを行う³³。なお、主務省は文部科学省のみのままである。したがって、JAXA の業務実績に関する評価は文部科学省の独立行政法人評価委員会で行われ、人事・会計・財務等の管理事務も文部科学省が行う³⁴。JAXA の基盤的経費である運営費交付金は、引き続き、文部科学省予算から支出される³⁵。

II 宇宙政策における司令塔機能の変遷

日本の宇宙政策の司令塔機能は、これまで幾度も変化を遂げてきている。以下では、その変遷を概観する。制度面については、末尾の表にまとめた。

総理大臣が分担管理することが相応しいとされるものである。（内閣府設置法第3条第2項）

²⁸ 準天頂衛星システムとは、日本のほぼ真上（天頂）を通る軌道を持つ衛星を複数機組み合わせ、全地球測位システム（Global Positioning System: GPS）を補完する測位システムのことである。測位システムが利用可能な地域や時間帯も広がり、精度の高い測位も可能となることから、幅広い分野での利用が期待されている。

²⁹ 現在、宇宙の利用の推進は、文部科学省の所掌事務となっている（文部科学省設置法（平成11年法律第96号）第4条第65号）が、これは削除される。

³⁰ 宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会 前掲注(24)

³¹ 同上

³² 宇宙科学分野については、プロジェクトの企画立案における自律性や独立性を保つことが望ましいとの意見が専門調査会内外で多数あったため、引き続き文部科学大臣のみが主務大臣とされた。宇宙科学分野の自律性や独立性保持の必要性を述べたものに次の資料がある。佐藤靖「宇宙利用重視政策と科学者・技術者」『科学』81(2), 2011.2, pp.150-153；中須賀真一「日本の宇宙開発の課題」『科学』81(2), 2011.2, pp.147-149。

³³ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第14条第1項、第29条第1項、第30条第1項

³⁴ 主務省の役割については、次を参照した。宇宙開発戦略本部事務局『複数の主務省を持つ独立行政法人における事務について』（宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会第20回会合（平成23年11月30日） 配付資料2） <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/senmon/dai20/siryou2.pdf>>

³⁵ 宇宙開発戦略本部事務局『平成24年度予算案及び平成23年度第3・4次補正予算における宇宙関係予算について（速報値）』（平成24年1月） <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/yosan/h24/120117gaisan.pdf>>

1 宇宙開発審議会

昭和 32 年 10 月、旧ソビエト連邦が世界で初めて人工衛星の打上げを成功させ、米国に衝撃を与えた³⁶。米国も翌年に人工衛星の打ち上げを成功させたが、それに留まらず、民事宇宙政策（Civil Space Policy）を担当する米国航空宇宙局（National Aeronautics and Space Administration: NASA）を設立するなど、宇宙開発競争の時代が始まった³⁷。

日本も昭和 30 年にペンシルロケット発射実験を成功させ、研究開発を進めていたが、宇宙先進国に遅れを取らぬよう、本格的に宇宙開発に取り組むべきことが政策課題として認識された。これを受けて、昭和 35 年、中曽根康弘科学技術庁長官（当時）のイニシアチブにより、宇宙開発審議会が総理府に設置された³⁸。宇宙開発審議会は、科学技術庁を事務局とし、関係省庁の事務次官や局長、大学教授を中心に構成され、内閣総理大臣の諮問に応じて宇宙政策における重要事項の調査審議を行うことを役割とした。昭和 38 年には諮問によらず、自ら意見を述べるように権限が強化された³⁹。

昭和 37 年の第 1 号答申⁴⁰では、平和目的利用、自主性の尊重、公開の原則、国際協力の重視の基本原則が示された。

昭和 39 年の第 3 号答申⁴¹では、実施機関として科学技術庁に宇宙開発推進本部を、文部省に宇宙航空研究所を設置すべきことが示され、同年このとおり実現された。同答申では、科学技術庁の下で、企画立案と総合調整だけでなく、実施をも含む宇宙政策の一元化を検討することが示唆されたため、それまで宇宙開発を主導していた東京大学・文部省と科学技術庁との間で論争を呼んだとされる⁴²。

続く昭和 41 年の建議⁴³、昭和 42 年の第 4 号答申⁴⁴によって、自主開発による人工衛星の打上げが最終目標として掲げられ、基本方針を策定する宇宙開発委員会の下で、科学技術庁が実利用分野を、文部省が宇宙科学分野を担当することが示された。すなわち、前答申における、実施をも含む宇宙政策全体の一元化構想は修正されたことになる。

³⁶ 人工衛星の打上げ成功は、大陸間弾道ミサイル（Intercontinental Ballistic Missile: ICBM）による米国本土への直接攻撃を想起させ、科学技術全般におけるソ連の優位を強く印象付けた。鈴木一人『宇宙開発と国際政治』岩波書店、2011、pp.27-30。

³⁷ 軍事宇宙政策（Military Space Policy）でも、高等研究計画局（Advanced Research Projects Agency: ARPA）が設立され、陸海空の三軍が別々に進めていたミサイル開発が一本化されるなど、大きな変化があった。西川純子『アメリカ航空宇宙産業－歴史と現在』日本経済評論社、2008、p.149。

³⁸ 総理府設置法の一部を改正する法律（昭和 35 年法律第 65 号）

³⁹ 総理府設置法等の一部を改正する法律（昭和 38 年法律第 102 号）

⁴⁰ 宇宙開発審議会『宇宙開発推進の基本方策について（諮問第 1 号に対する答申）』（昭和 37 年 5 月 11 日）なお、宇宙開発審議会の答申と建議については、次を参照した。科学技術庁研究調整局監修「宇宙開発審議答申および建議」『宇宙開発ハンドブック 昭和 44 年』宇宙開発推進会議、1969、pp.2-38。

⁴¹ 宇宙開発審議会『宇宙開発における重点開発目標とこれを達成するための具体的方策いかん（諮問第 3 号に対する答申）』（昭和 39 年 2 月 3 日）

⁴² 吉岡斉「宇宙開発体制の確立」中山茂ほか編『通史・日本の科学技術：第 3 巻 高度成長期 1960-1969』学陽書房、1995、pp.173-177。なお、昭和 38 年には、科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭和 38 年法律第 45 号）により、宇宙の利用の推進に関するバスケット・クローズ規定が設けられ、科学技術庁の権限が拡大していた。

⁴³ 宇宙開発審議会『人工衛星の打上げおよびその利用に関する長期計画について（建議）』（昭和 41 年 8 月 3 日）

⁴⁴ 宇宙開発審議会『宇宙開発に関する長期計画および体制の大綱について（諮問第 4 号に対する答申）』（昭和 42 年 12 月 20 日）

2 旧宇宙開発委員会

宇宙開発審議会の第4号答申を受けて、宇宙開発審議会に代わって、宇宙開発委員会が昭和43年総理府に設置された⁴⁵（以下「旧宇宙開発委員会」）。旧宇宙開発委員会は、引き続き科学技術庁を事務局とし、科学技術庁長官たる国務大臣が務める委員長以下、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する4人の委員（うち常勤2人⁴⁶）で構成された⁴⁷。その所掌事務は、宇宙開発の重要事項における総合調整のほか、宇宙関係予算の概算要求の見積り方針を企画、審議、決定し、内閣総理大臣に対して意見を述べることであった。しかし、宇宙の利用については、宇宙開発は宇宙の利用のための開発であると確認されながらも⁴⁸、これに含まれなかった⁴⁹。これは関係省庁との調整がつかなかったためであるとされる⁵⁰。また、この宇宙開発についても、文部省との棲み分けのため、実用人工衛星と打上げ用ロケットの開発のほか、打上げ、追跡という限定列挙による定義がなされていた。

旧宇宙開発委員会は、昭和44年度の見積り方針⁵¹において、宇宙開発推進本部を改組し、実用衛星開発のための一元的な実施機関となる特殊法人宇宙開発事業団（National Space Development Agency of Japan: NASDA 以下「NASDA」）を新設することを決定し、昭和44年に同事業団が発足した⁵²。NASDAは、旧宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が決定する「宇宙開発に関する基本計画」に基づき、業務を行うこととされた⁵³。

旧宇宙開発委員会は、毎年度の見積り方針と、ほとんど毎年改定を行った宇宙開発計画によって宇宙政策の舵取りを行った。昭和53年には宇宙開発政策大綱⁵⁴を策定し、長期的な目標を定めた。このほか、ロケットや人工衛星の開発に係る技術的検討や、安全対策についても調査審議を行った。しかしながら、旧宇宙開発委員会における議論は、技術的評価に偏り、結果として宇宙政策の企画立案と総合調整が軽視され⁵⁵、また宇宙の利用者が明示的に位置付けられなかったとの指摘がある⁵⁶。

⁴⁵ 宇宙開発委員会設置法（昭和43年法律第40号）による。

⁴⁶ 当初は全員非常勤であったが、宇宙開発委員会設置法案に対して、運営強化のため早急に常勤とするよう努める旨の附帯決議がなされたことから、宇宙開発委員会設置法の一部を改正する法律（昭和45年法律第47号）によって、うち2人が常勤化された。当該附帯決議については、次を参照。第58回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会第12号 p.6；第58回国会参議院内閣委員会第14号 昭和43年4月25日 p.28。

⁴⁷ 政府原案では、内閣の承認を経て委員の任命を行うこととされていたが、国会における審議の結果、原子力委員会の場合と同様に、両議院の同意を得るように修正された。松井 淳治・清水 真金「本格化する宇宙時代を迎えて—宇宙開発委員会設置法」『時の法令』646号, 1968.7.3, pp.6-7。

⁴⁸ 第58回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第12号 昭和43年4月19日 p.5。

⁴⁹ なお、原子力委員会の所掌事務には利用も含まれており（原子力委員会設置法（昭和30年法律第188号）第2条各号）、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告できる権限も付与されていた（同法第4条）

⁵⁰ 宇宙産業新聞企画・編集「科学技術庁は企画と調整を担当し各省から中立的存在が望ましい—宇宙開発委員会は利用計画を考慮して人工衛星計画を樹てるべきではないか」吉識雅夫（談）『日本の宇宙開発の歩み』ニューズ・レター社・日本宇宙開発研究所, 1976, p.82。

⁵¹ 宇宙開発委員会『昭和44年度における宇宙開発関係経費の見積り方針および概算要求概要について』（昭和43年11月20日）なお、次を参照した。科学技術庁研究調整局監修『宇宙開発ハンドブック 昭和44年』宇宙開発推進会議, 1969, pp.38-49。

⁵² 宇宙開発事業団法（昭和44年法律第50号）による。

⁵³ 宇宙開発事業団法第24条の規定による。なお、この旧宇宙開発委員会の議決とは、宇宙開発計画を指す。

⁵⁴ 宇宙開発委員会『宇宙開発政策大綱』（昭和53年3月17日）（昭和59年、平成元年、平成8年に改訂。）

⁵⁵ 鈴木 前掲注(36), p.190。

⁵⁶ 城山英明・鈴木達治郎「巨大科学技術の政策システム—高速増殖炉と国際宇宙ステーションを中心に」城山

3 中央省庁再編後

平成 13 年、中央省庁再編により文部省と科学技術庁が統合されると、事務局や NASDA や宇宙科学研究所 (Institute of Space and Astronautical Science: ISAS 以下「ISAS」)⁵⁷などの実施機関に合わせて、旧宇宙開発委員会も文部科学省の審議会となり、委員長も民間有識者が務めることとなった⁵⁸。平成 15 年には、特殊法人改革によって、旧科学技術庁傘下の NASDA 及び独立行政法人航空宇宙技術研究所 (National Aerospace Laboratory of Japan: NAL)、旧文部省傘下の ISAS の三機関が、JAXA として統合され、実施の二元体制は形式上解消された。JAXA は中核の実施機関と位置付けられたものの⁵⁹、実際にはそれ以前の宇宙政策の在り方から大きな変化はなかったとの指摘がある⁶⁰。

再編後の宇宙開発委員会は、それ以前と同様に JAXA のプロジェクトの進捗管理や評価も行ったものの、その所掌事務は、JAXA の役員人事に対する同意と、JAXA の中期目標の決定の際の指針となる「長期的な計画」の策定のみ限定されていた⁶¹。また、平成 14 年と平成 15 年にそれぞれ策定された「我が国の宇宙開発利用の目標と方向性」⁶²と「長期的な計画」⁶³でも、産業界や宇宙の利用者の声を十分に反映できていなかったとされる⁶⁴。

この時期には、宇宙開発委員会に代わって、内閣府の総合科学技術会議が、宇宙産業の国際競争力強化や重点化に向けた優先順位付けの議論と同時に、宇宙政策の基本方針を定めることとなり、同会議に設置された宇宙開発利用専門調査会で検討が行われた。そして平成 14 年に「今後の宇宙開発利用に関する取り組みの基本について」⁶⁵が策定され、その後 H-IIA ロケット 6 号機の打上げ失敗や中国の有人飛行成功その他の内外情勢の変化を受けて、見直しが進められ、平成 16 年に「我が国における宇宙開発利用の基本戦略」⁶⁶が策定された。この中では、宇宙開発利用の目標が、国民の安全確保、経済社会の発展と国民生活の質の向上、知の創造と人類の持続的発展として再定義された⁶⁷。

しかしながら、結果として、宇宙の利用推進や宇宙産業の国際競争力強化に向けた取り組みが進まず、抜本的な対策を行うべく、宇宙基本法制定の動きにつながる事となる。

英明編『科学技術のポリティクス（政治空間の変容と政策革新 6）』東京大学出版会, 2008, pp.34-37.

⁵⁷ 昭和 56 年に宇宙航空研究所が改組され、ISAS となっていた。

⁵⁸ 委員長を含む 5 人全員が国会同意人事の対象となり、委員長と委員 2 人が常勤であることは変わらなかった。

⁵⁹ 当時の報道では「日本版 NASA」と形容するものもあった。「宇宙フロンティア開発」がわかる 「日本版 NASA」新機構が来月発足』『日本経済新聞』2003.9.24, p.19.

⁶⁰ 鈴木 前掲注(36), pp.191-192.

⁶¹ 文部科学省設置法第 8 条各号

⁶² 宇宙開発委員会『我が国の宇宙開発利用の目標と方向性』（平成 14 年 6 月 26 日）

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/uchuu/reports/021101.htm>

⁶³ 総務大臣・文部科学大臣・国土交通大臣『宇宙開発に関する長期的な計画』（平成 15 年 9 月 1 日）

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/uchuu/reports/03090101/001.pdf>

⁶⁴ 城山・鈴木 前掲注(56), pp.34-37 ; 「宇宙開発 民間と連携 商業ニーズ開拓へ「10 年計画」 企業側と不協和音も」『日本経済新聞』2002.7.1, p.27.

⁶⁵ 総合科学技術会議『今後の宇宙開発利用に関する取り組みの基本について』（平成 14 年 6 月 19 日）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken020619_5.pdf>

⁶⁶ 総合科学技術会議『我が国における宇宙開発利用の基本戦略』（平成 16 年 9 月 9 日）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken040909_1.pdf>

⁶⁷ この中では、安全保障や危機管理のため、宇宙の平和利用原則の見直しに向けた検討が必要であると述べられており、画期的であったとされる。青木 前掲注(5), pp.169-171.

Ⅲ 今後の課題

以下に、改正法案が成立した後も、なお議論が続くと考えられる課題を整理する。

1 見直し条項と閣議決定への対応

法施行後1年を目途に宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を内閣府に実施させるための法制の整備が、宇宙基本法附則第2条と同法案に対する附帯決議で求められていた。しかしながら、今回の改正法案はこの点に触れず、成立後も当該事務の所掌は内閣官房のままとなる。専門調査会における検討で内閣官房に当該事務を残すべきとする議論が見当たらないことから、引き続き検討課題となろう。

また、企画立案と総合調整だけでなく、実施をも担う一元的機構となる宇宙庁構想をめぐっては、スケジュールは示されていないものの、平成23年9月30日の閣議決定で「科学技術・イノベーション政策の検討とも連携しつつ、将来的な課題として引き続き検討する」⁶⁸とされていた。これに併せて、宇宙政策の戦略的推進のため行政組織等の在り方を検討することを求めた宇宙基本法附則第4条の規定も考慮する必要があるだろう。

2 他の会議体との関係

宇宙政策は、他の政策領域とも影響し合うため、他の会議体との関係が問題となり得る。

まず、総合科学技術会議との関係を確認したい。科学技術基本法（平成7年法律第130号）に基づき策定された現行の第4期科学技術基本計画⁶⁹でも、宇宙開発利用は対象とされ、科学技術政策との関係は深いものになっている。総合科学技術会議については科学技術イノベーション戦略本部への改組に向けて、今国会で改革法案が提出予定である。これによって、科学技術イノベーション政策を議論する場ができれば、宇宙産業の国際競争力強化と宇宙の商業化を柱とする現在の宇宙政策との重なりは更に増えよう。また、民主党の科学技術イノベーション推進調査会は、政府全体を俯瞰した科学技術イノベーション政策を一体的に推進する観点から、宇宙庁の議論よりも先に、科学技術イノベーション戦略本部を設置することが重要であるとする中間報告書⁷⁰をまとめている。

次に、内閣に設置される安全保障会議との関係を概観する。同会議で調査審議し、決定された平成23年度からの「防衛計画の大綱」⁷¹及び「中期防衛力整備計画」⁷²では、宇宙基本計画⁷³や、防衛省の宇宙開発利用推進委員会で策定された「宇宙開発利用に関する基

⁶⁸ 『宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制の構築について』 前掲注(23)

⁶⁹ 『科学技術基本計画』（平成23年8月19日閣議決定）<<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/4honbun.pdf>>

⁷⁰ 民主党科学技術イノベーション推進調査会『科学技術イノベーション政策の基本的な推進方針（中間とりまとめ）』（平成23年7月5日）<<http://www.dpj.or.jp/download/4133.pdf>>

⁷¹ 『平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について』（平成22年12月17日安全保障会議決定・閣議決定）<<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2011/taikou.pdf>>

⁷² 『中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）について』（平成22年12月17日安全保障会議決定・閣議決定）<<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2011/chuuki.pdf>>

⁷³ 宇宙開発戦略本部『宇宙基本計画～日本の英知が宇宙を動かす～』（平成21年6月2日宇宙開発戦略本部決定）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/keikaku/keikaku_honbun.pdf>

本方針について」⁷⁴に基づき、情報収集及び情報通信機能の強化等の観点から宇宙開発利用への言及がなされている。宇宙と安全保障の両領域に関わる課題として、情報収集衛星⁷⁵の機能強化や早期警戒衛星⁷⁶の開発及び配備のほか、防衛技術についての防衛省と民生及び学術分野の研究開発機関との協力関係の構築が挙げられる。

このほか、国家戦略会議のフロンティア分科会（叡智のフロンティア部会）でも、宇宙開発利用が検討の対象となる予定であり、ここでも本部との関係が問題となり得る。

3 公開性

内閣府に新設される宇宙政策委員会について、議事の公開を求める声がある⁷⁷。専門調査会の座長を務めた葛西敬之 JR 東海会長は、「戦略は秘密にするもの。大事なのはプロセスではなく結果」と述べており、宇宙政策委員会の議事の公開に消極的であるとされた⁷⁸。

なお、専門調査会の議事は原則非公開とされ⁷⁹、後日公開される議事要旨でも当初は発言者が分からない形式であった。このうち議事要旨については、玄葉光一郎宇宙開発戦略担当大臣（当時）が、メディアに不透明さを指摘されたことなどを理由に、発言者を明記することを要請し、第 17 回会合（平成 23 年 6 月 30 日）から発言者が明記されるようになった⁸⁰。

4 司令塔機能を支える専門人材

I 2 で見たように、本部事務局のスタッフは少なく、企画立案機能が十分でないという指摘があった。本部と内閣府が指令塔機能を果たすには、総合調整とともに宇宙基本計画その他重要施策の企画立案機能が重要とされるが、これを担う専門人材の不足が、専門調査会での検討でも指摘されていた⁸¹。諸外国では長くキャリアを積んだ専門人材が、宇宙政策を担当しているが、日本は数年で異動してしまうため、専門人材の確保と養成が課題であり、即戦力となる人材を民間企業から登用することも必要であるとの声もある⁸²。

⁷⁴ 防衛省宇宙開発利用推進委員会『宇宙開発利用に関する基本方針について』（平成 21 年 1 月 15 日）
<<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/board/uchukaihatsu/pdf/kihonhoushin.pdf>>

⁷⁵ 情報収集衛星とは、「我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報の収集を目的とする人工衛星」（内閣官房組織令第 4 条の 2 第 2 項第 1 号）のことであり、宇宙基本計画では光学衛星とレーダー衛星による 4 機体制が目指されている。

⁷⁶ 早期警戒衛星は、ICBM の発射、その他ミサイル実験について、赤外線レーダーによって探知するものである。

⁷⁷ 「宇宙政策の議論、公開求める声」『日経産業新聞』2012.2.16, p.11.

⁷⁸ 同上

⁷⁹ 宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会『宇宙開発戦略専門調査会の運営について（案）』（宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会第 1 回会合（平成 20 年 10 月 1 日） 配付資料 2）
<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/senmon/dai1/siryuu2.pdf>> なお、この案のとおり決定された。

⁸⁰ 宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会 前掲注(21)

⁸¹ 宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会『宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会第 15 回会合（議事要旨）』（平成 23 年 6 月 6 日） <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/senmon/dai15/gijiyousi.pdf>>

⁸² 公益財団法人世界平和研究所『我が国の科学技術の在り方に関する調査研究～宇宙開発～』2012.2, pp.26-27.
<<http://www.iips.org/pdf/space2012.pdf>>

5 長期ビジョンの必要性

宇宙政策における長期ビジョンが必要であるとの指摘がある⁸³。宇宙基本計画は、「今後10年程度を見通した5年間の政府の施策を総合的かつ一体的に推進する計画」とされているが⁸⁴、宇宙政策にはこの10年より先を見据えたビジョンが不可欠であろう。

古川元久宇宙開発担当大臣も平成24年1月16日、「日本人による有人火星探査という大きな目標を立ててはどうか」と発言した⁸⁵。現在の宇宙政策では、準天頂衛星システムが最重要施策に位置付けられているが、「日本の宇宙政策の目玉とするにはあまりに寂しい」⁸⁶という意見や、利用だけでなく、開発においても野心的な目標を掲げることで人材育成や国際貢献に繋がるという意見がある⁸⁷。改正法案によって、内閣府に設置される宇宙政策委員会では、この長期ビジョンを明確に示すことが求められている⁸⁸。

おわりに

宇宙政策の司令塔機能をめぐっては、企画立案と総合調整の一元化だけでなく、宇宙関係予算の執行や実施をも含む一元化を目指した宇宙庁構想が議論された。しかし、企画立案と実施の一元化について、組織の肥大化の弊害などが指摘され⁸⁹、関係省庁との調整がつかず、同構想は見送られた⁹⁰。司令塔機能の強化のため、宇宙庁構想の実現を求める声もある⁹¹。一方、改正法案によって、内閣府と宇宙政策委員会に与えられる権限は、企画立案と総合調整の一元化に十分なものであるという見方もある⁹²。

宇宙政策の司令塔機能をめぐると議論は今後も続けられようが、宇宙政策の司令塔機能に求められるものは、宇宙政策における我が国の目標に合わせて変化するため、III 5 で見たように、この目標を常に明確にすることが必要であろう。

⁸³ 鈴木一人・松浦晋也「宇宙政策は国家の“名刺”」『公研』50(1), 2012.1, pp.38-53; 「宇宙政策立案、内閣府に集約 宇宙開発委員長池上徹彦氏 新組織 長期ビジョン示せ」『日経産業新聞』2012.3.21, p.9.

⁸⁴ 宇宙開発戦略本部 前掲注(73), p.3.

⁸⁵ 宇宙開発戦略本部『国際宇宙ステーション長期滞在ミッション報告会 古川元久宇宙開発担当大臣スピーチ』2012.1.16. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/daijin/120116speech.pdf>>

⁸⁶ 沢岡昭大同大学学長による意見。「露と消えるか「宇宙庁」構想 内閣府の司令塔組織を巡る議論本格化」『日本経済新聞（電子版）』2011.11.6.

<<http://www.nikkei.com/tech/trend/article/g=96958A90889DE1E4E0E0E2E4EAE2E2E6E3E3E0E2E3E3E2E2E2E2E2E2;p=9694E3E7E3E0E0E2E2EBE0E2E3E2>>

⁸⁷ 「有人火星探査 「日本人を火星に」宇宙担当相が開発ビジョン 技術開発「歩み進める」『毎日新聞』2012.1.15, p.2.

⁸⁸ 『日経産業新聞』前掲注(83)

⁸⁹ 注(21)で挙げたもののほか、次の資料がある。鈴木 前掲注(11), p.85.; 安西祐一郎「宇宙開発利用政策に関する政府の体制構築への意見（その2）」(宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会第16回会合(平成23年6月21日) 委員提出資料) <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/senmon/dai16/anzai.pdf>>; 小宮山宏「政府の宇宙開発利用体制に関する意見」(宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会第16回会合(平成23年6月21日) 委員提出資料) <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/senmon/dai16/komiyama.pdf>>

⁹⁰ 「「宇宙庁」の設立見送り」『日経産業新聞』2011.10.6, p.11.

⁹¹ 『日本経済新聞（電子版）』前掲注(86); 社団法人日本経済団体連合会『宇宙基本法に基づく宇宙開発利用の推進に向けた提言』2011.5.17, pp.7-8. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2011/049honbun.pdf>>

⁹² 宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会『宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会第21回会合（議事要旨）』(平成24年1月13日) <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/senmon/dai21/gijiyoushi.pdf>>

表 宇宙政策の司令塔機能に係る制度の変遷

機関名	構成員	事務局	権限	備考（設置根拠、位置付けなど）
宇宙開発審議会 (1960-1968)	関係省庁事務次官・局長 関係機関の長、民間有識者 (委員総数 30 人以内)	科学技術庁 (文部省協力)	以下に関する首相の諮問に対する答申、建議 ・宇宙の利用及び宇宙科学技術に関する重要事項	総理府設置法(昭 24 法 127) (※同審議会の設置は昭和 35 年の同法改正 (昭和 35 法 6)、建議の権限付与は昭和 38 年の同法改正(昭 38 法 102)による。) 【総理府の審議会】
旧宇宙開発委員会 (1968-2001)	科学技術庁長官(委員長) 民間有識者 4 人	科学技術庁 (関係省庁の 所掌事項は 共同で処理)	以下に関する首相の企画・審議・決定、建議 ・宇宙開発に関する重要政策 ・事務の総合調整 ・研究者や技術者の養成訓練 ・経費の見積もり方針 ※宇宙開発＝実用人工衛星及びロケットの開発、打上げ、追跡 その他：関係行政機関の長に対する資料提出権、説明要求権等	宇宙開発委員会設置法(昭 43 法 40) 【総理府の審議会】 民間有識者は国会同意人事、常勤 2 人
宇宙開発委員会 (2001-現在)	民間有識者 5 人 (委員長を含む)	文部科学省	JAXA 役員の任命への同意 JAXA の中期計画に作用する「長期的な計画」の議決 その他：関係行政機関の長に対する資料提出権、説明要求権等	文部科学省設置法(平成 11 法 96) 【文部科学省の審議会】 5 人全員が国会同意人事、常勤 3 人
総合科学技術会議 (2001-現在)	内閣総理大臣(議長) 科学技術政策担当大臣(議長代理) 内閣官房長官(議長代理) 関係国務大臣、関係機関の長 民間有識者 (※議員総数は 14 人以内とし、 過半数は民間有識者である必要。)	内閣府	科学技術振興の基本政策に関する首相と科学技術政策担当大 臣の諮問に対する答申、建議 予算、人材等資源配分の方針に関する首相と関係各大臣の諮問 に対する答申、建議 大規模研究開発等の評価 その他：関係行政機関の長に対する資料提出権、説明要求権等、 外部有識者への協力要請	内閣府設置法(平 11 法 89) 【内閣府の重要政策会議】 民間有識者は国会同意人事 関係機関の長及び民間有識者のうち、 4 人以内を常勤とできる。
総合科学技術会議 宇宙開発利用専門調査会 (2002-2004)	総合科学技術会議の 民間有識者議員 4 人	内閣府	宇宙産業の国際競争力強化、利用を通じた国民生活の質の向上 等に資するため、宇宙開発利用に関する基本方針の調査審議	総合科学技術会議令(平 12 政 258) 総合科学技術会議決定(平 13.10.30)
宇宙開発戦略本部 (2008-現在)	内閣総理大臣(本部長) 宇宙開発担当大臣(副本部長) 内閣官房長官(副本部長) その他全ての国務大臣	内閣官房	宇宙基本計画の作成及び実施推進 宇宙開発利用に関する重要施策の審議、実施推進、総合調整 その他：関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人等の長に 対する資料提出権、説明要求権等。この他の者への協力要請	宇宙基本法(平 20 法 43)
宇宙開発戦略本部 宇宙開発戦略専門調査会 (2008-現在)	民間有識者	内閣官房	宇宙基本計画、宇宙活動に関する法制、附則各項で規定される 事項等の宇宙開発利用に係る専門的な事項の調査 その他：参考人の召致と意見聴取可(ただし政令に基づく)	宇宙開発戦略本部令(平 20 政 251) 宇宙開発戦略本部決定(平 20.9.12)
【参考】 宇宙政策委員会 (改正法案成立後)	改正法案成立後、政令による。	内閣府	以下に関する首相の諮問に対する答申、建議、勧告 ・宇宙開発利用に関する重要事項 ・経費の見積もり方針 人工衛星及び打上げロケットの安全確保、宇宙環境の保全に 関する首相と関係各大臣の諮問に対する答申、建議、勧告	内閣府設置法(平 11 法 89) (※同委員会の設置は今回の改正法案成立 による。) 【内閣府の審議会】

(出典) 備考欄に表記した設置の根拠法令等を参照して筆者作成。